

内閣府
財務省
経済産業省
株式会社産業再生機構法施行規則（平成十五年五月二日財務省令第一号）

最終改正・平成十六年四月二十八日

株式会社産業再生機構法（平成十五年法律第二十七号）及び株式会社産業再生機構法施行令（平成十五年政令第二百四号）の規定に基づき、並びにこれらを実施するため、株式会社産業再生機構法施行規則を次のように定める。

（定義）

第一条 この規則において「親法人等」とは、他の法人等（会社、組合その他これらに準ずる事業体（外国におけるこれらに相当するものを含む。）をいう。以下同じ。）の財務及び営業又は事業の方針を決定する機関（株主総会その他これに準ずる機関をいう。以下「意思決定機関」という。）を支配している法人

等をいい、「子法人等」とは、親法人等によりその意思決定機関を支配されている他の法人等をいう。この場合において、親法人等及び子法人等又は子法人等が他の法人等の意思決定機関を支配している場合における当該他の法人等は、その親法人等の子法人等とみなす。

2 前項に規定する他の法人等の意思決定機関を支配している法人等とは、次の各号に掲げる法人等をいう。ただし、財務上又は営業上若しくは事業上の関係からみて他の法人等の意思決定機関を支配していないことが明らかであると認められるときは、この限りでない。

一 他の法人等（破産の宣告、再生手続開始の決定、整理開始の命令又は更生手続開始の決定を受けた他の法人等その他これらに準ずる他の法人等であつて、有効な支配従属関係が存在しないと認められるものを除く。以下この項において同じ。）の議決権の過半数を自己の計算において所有している法人等

二 他の法人等の議決権の百分の四十以上、百分の五十以下を自己の計算において所有している法人等であつて、次に掲げるいずれかの要件に該当するもの

イ 当該法人等が自己の計算において所有している議決権と当該法人等と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係があることにより当該法人等の意思と同一の内容の議決権を行使すると認め

られる者及び当該法人等の意思と同一の内容の議決権を行使することに同意している者が所有している議決権とを合わせて、当該他の法人等の議決権の過半数を占めていること。

ロ 当該法人等の役員若しくは使用人である者、又はこれらであつた者であつて当該法人等が当該他の法人等の財務及び営業又は事業の方針の決定に関して影響を与えることができるものが、当該他の法人等の取締役会その他これに準ずる機関の構成員の過半数を占めていること。

ハ 当該法人等と当該他の法人等との間に当該他の法人等の重要な財務及び営業又は事業の方針の決定を支配する契約等が存在すること。

ニ 当該他の法人等の資金調達額（貸借対照表の負債の部に計上されているものに限る。）の総額の過半について当該法人等が融資（債務の保証及び担保の提供を含む。以下この項において同じ。）を行つていること（当該法人等と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係のある者が行う融資の額を合わせて資金調達額の総額の過半となる場合を含む。）。

ホ その他当該法人等が当該他の法人等の意思決定機関を支配していることが推測される事実が存在すること。

三 法人等が自己の計算において所有している議決権と当該法人等と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係があることにより当該法人等の意思と同一の内容の議決権を行使すると認められる者及び当該法人等の意思と同一の内容の議決権を行使することに同意している者が所有している議決権とを合わせて、他の法人等の議決権の過半数を占めている場合（当該法人等が自己の計算において議決権を所有していない場合を含む。）における当該法人等であつて、前号口からホまでに掲げるいずれかの要件に該当するもの

3 この規則において「債務の株式化等」とは、株式会社産業再生機構（以下「機構」という。）が、対象事業者に対して有する債権を現物出資することにより、対象事業者が機構に対して発行する株式その他の持分を取得することをいう。

4 前三項に定めるもののほか、この規則において使用する用語は、株式会社産業再生機構法（以下「法」という。）において使用する用語の例による。

（政府関係金融機関及び預金保険機構に準ずる特殊法人等）

第二条 法第二条第一項第五号に規定する主務省令で定める特殊法人等は、政府関係金融機関（日本政策投

資銀行、国際協力銀行、国民生活金融公庫、住宅金融公庫、農林漁業金融公庫、中小企業金融公庫、公営企業金融公庫、沖縄振興開発金融公庫、中小企業総合事業団（中小企業総合事業団法（平成十一年法律第十九号）第三十二条第一項第二号に掲げる業務、破綻金融機関等の融資先である中堅事業者に係る信用保険の特例に関する臨時措置法（平成十年法律第百五十一号）第七条に規定する業務及び中小企業総合事業団法及び機械類信用保険法の廃止等に関する法律（平成十四年法律第百四十六号）附則第九条に規定する業務（以下この条において「信用保険業務」という。）に係る部分に限る。）及び商工組合中央金庫をいう。）及び預金保険機構のほか、次に掲げる法人とする。

- 一 農水産業協同組合貯金保険機構
- 二 保険契約者保護機構
- 三 信用保証協会
- 四 農業信用基金協会
- 五 漁業信用基金協会
- 六 日本私立学校振興・共済事業団

- 七 独立行政法人勤労者退職金共済機構
- 八 独立行政法人農業・生物系特定産業技術研究機構
- 九 独立行政法人農畜産業振興機構
- 十 独立行政法人農業者年金基金
- 十一 独立行政法人農林漁業信用基金
- 十二 独立行政法人緑資源機構
- 十三 独立行政法人北方領土問題対策協会
- 十四 独立行政法人国際協力機構
- 十五 独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構
- 十六 独立行政法人科学技術振興機構
- 十七 独立行政法人福祉医療機構
- 十八 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構
- 十九 独立行政法人情報処理推進機構

- 二十 独立行政法人雇用・能力開発機構
- 二十一 独立行政法人情報通信研究機構
- 二十二 独立行政法人労働者健康福祉機構
- 二十三 独立行政法人医薬品医療機器総合機構
- 二十四 独立行政法人環境再生保全機構
- 二十五 金属鉱業事業団
- 二十六 中小企業総合事業団（信用保険業務に係る部分を除く。）
- 二十七 奄美群島振興開発基金
- 二十八 年金資金運用基金
- 二十九 石油公団
- 三十 地域振興整備公団
- 三十一 産業基盤整備基金

（金銭の貸付けその他金融に関する業務を行う事業者）

第三条 法第二条第一項第六号に規定する金銭の貸付けその他金融に関する業務を行う事業者で主務省令で定めるものは、次に掲げる者とする。

一 銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第四条第一項の免許を受けた同法第四十七条第一項に規定する外国銀行

二 信託業法（大正十一年法律第六十五号）第三条第一項に規定する信託会社

三 保険業法（平成七年法律第百五号）第二条第七項に規定する外国保険会社等及び同法第二百二十三条第一項に規定する免許特定法人

四 証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第九項に規定する証券会社

五 外国証券業者に関する法律（昭和四十六年法律第五号）第二条第二号に掲げる外国証券会社

六 債権管理回収業に関する特別措置法（平成十年法律第二百二十六号）第二条第三項に規定する債権回収会社

七 割賦販売法（昭和三十六年法律第五十九号）第三条第一項に規定する割賦販売業者、同法第二十九条の二第一項に規定するローン提携販売業者及び同法第三十条第一項に規定する割賦購入あっせん業者

八 リース契約（次に掲げる要件をすべて満たす契約をいう。）により資産を使用させることを業とする者

イ 資産を使用させる期間（以下この号において「使用期間」という。）の開始の日（以下この号において「使用開始日」という。）以後又は使用開始日から一定期間を経過した後当事者の一方又は双方がいつでも解約の申入れをすることができる旨の定めがないこと。

ロ 使用期間において、資産の取得価額から使用期間が満了した後における当該資産の見積残存価額を控除した額並びに利子、固定資産税、保険料及び手数料の額を対価として受領することを内容とするものであること。

八 使用期間が満了した後、資産の所有権その他の権利が相手方に移転する旨の定めがないこと。

九 対象事業者（対象事業者になろうとする者を含む。以下この条において同じ。）を子法人等とする親法人等で当該事業者に対する金銭の貸付け（手形の割引、売渡担保その他これらに類する方法によってする金銭の交付及び社債の引受けを含む。以下同じ。）を行うもの

十 民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の規定により設立された法人で対象事業者に対する

金銭の貸付けを行うもの

十一 地方公共団体で対象事業者に対する金銭の貸付けを行うもの

十二 農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）第十条第一項第十号の事業を行う農業協同組合

連合会

十三 酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律（昭和二十八年法律第七号）第八十条第一項の規定により組織された酒造組合中央会で清酒及び焼酎^{ちゅう}乙類^{つう}に係るもの

十四 中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第百八十一号）第三条第一号に掲げる事業協同組合、同条第一号の二に掲げる事業協同小組合及び同条第一号の三に掲げる火災共済協同組合

十五 中小企業団体の組織に関する法律（昭和三十二年法律第百八十五号）第三条第八号に掲げる商工組合

十六 商店街振興組合法（昭和三十七年法律第百四十一号）第五条第一項に規定する商店街振興組合

十七 中小企業投資育成株式会社

十八 次に掲げる投資事業（対象事業者に対し債権を有することとなるものに限る。以下この号において

同じ。)に関する組合等

イ 民法第六百六十七条第一項に規定する組合契約で投資事業を営むことを約するものによって成立する組合

ロ 投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成十年法律第九十号）第二条第二項に規定する投資事業有限責任組合

ハ 外国に所在するイ又はロに掲げる組合に類似する団体

ニ 商法（明治三十二年法律第四十八号）第五百二十五条に規定する匿名組合契約に基づく出資を受けて投資事業を営む者

十九 資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）第二条第三項に規定する特定目的会社及び事業内容の変更が制限されているこれと同様の事業を営む事業体（以下「特別目的会社」という。）

二十 投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第百九十八号）第二条第十九項に規定する投資法人

（電磁的記録）

第四条 法第十七条第四項において読み替えて準用する商法第二百六十条ノ四第四項において準用する同法第三十二条ノ二第一項及び法第十七条第四項において読み替えて準用する株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律（昭和四十九年法律第二十二号。以下「商法特例法」という。）第一条の四第二項第二号の規定により読み替えて適用される商法第三十二条ノ二第一項に規定する内閣府令・財務省令・経済産業省令で定める電磁的記録は、磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに情報を記録したものとす。

（電磁的記録に記録された情報の内容を表示する方法）

第五条 法第十七条第四項において読み替えて準用する商法第二百六十条ノ四第六項第二号及び法第十七条第四項において読み替えて準用する商法特例法第一条の四第二項第二号に規定する内閣府令・財務省令・経済産業省令で定める方法は、当該電磁的記録に記録された情報の内容を紙面又は出力装置の映像面に表示する方法とする。

（機構の特定関係者）

第六条 株式会社産業再生機構法施行令（以下「令」という。）第一条第二項に規定する主務省令で定める

ものは、第一条第二項に規定する他の法人等の意思決定機関を支配している法人等とする。

2 令第一条第三項に規定する主務省令で定めるものは、次の各号に掲げるものとする。ただし、財務上又は営業上若しくは事業上の関係からみて法人等（当該法人等の子法人等を含む。）が子法人等以外の他の法人等の財務及び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができないことが明らかであると認められるときは、この限りでない。

一 法人等（当該法人等の子法人等を含む。）が子法人等以外の他の法人等（破産の宣告、再生手続開始の決定、整理開始の命令又は更生手続開始の決定を受けた子法人等以外の他の法人等その他これらに準ずる子法人等以外の他の法人等であつて、当該法人等がその財務及び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができないと認められるものを除く。以下この項において同じ。）の議決権の百分の二十以上を自己の計算において所有している場合における当該子法人等以外の他の法人等

二 法人等（当該法人等の子法人等を含む。）が子法人等以外の他の法人等の議決権の百分の十五以上、百分の二十未満を自己の計算において所有している場合における当該子法人等以外の他の法人等であつて、次に掲げるいずれかの要件に該当するもの

イ 当該法人等の役員若しくは使用人である者、又はこれらであつた者であつて当該法人等がその財務及び営業又は事業の方針の決定に関して影響を与えることができるものが、その代表取締役、取締役又はこれらに準ずる役職に就任していること。

ロ 当該法人等から重要な融資（債務の保証及び担保の提供を含む。）を受けていること。

ハ 当該法人等から重要な技術の提供を受けていること。

ニ 当該法人等との間に重要な販売、仕入れその他の営業上又は事業上の取引があること。

ホ その他当該法人等がその財務及び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができることが推測される事実が存在すること。

三 法人等（当該法人等の子法人等を含む。）が自己の計算において所有している議決権と当該法人等と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係があることにより当該法人等の意思と同一の内容の議決権を行使すると認められる者及び当該法人等の意思と同一の内容の議決権を行使することに同意している者が所有している議決権とを合わせて、子法人等以外の他の法人等の議決権の百分の二十以上を占めている場合（当該法人等が自己の計算において議決権を所有していない場合を含む。）における

当該子法人等以外の他の法人等であつて、前号イからホまでに掲げるいずれかの要件に該当するもの

- 3 特別目的会社については、適正な価額で譲り受けた資産から生ずる収益を当該特別目的会社が発行する証券の所有者（資産の流動化に関する法律第二条第十一項に規定する特定目的借入れに係る債権者を含む。）に享受させることを目的として設立されており、当該特別目的会社の事業がその目的に従つて適切に遂行されているときは、当該特別目的会社に対する出資者及び当該特別目的会社に資産を譲渡した法人等（以下この項において「出資者等」という。）から独立しているものと認め、第一項の規定にかかわらず、出資者等の子法人等に該当しないものと推定する。

（特定関係者との間の取引等を行うやむを得ない理由）

第七条 法第二十条第一項の規定により読み替えて適用される銀行法第十三条の二ただし書に規定する内閣

府令・財務省令・経済産業省令で定めるやむを得ない理由は、次に掲げる理由とする。

- 一 機構が、機構の取引の通常 conditions に照らして機構に不利益を与える取引又は行為を經營の状況の悪化した機構の特定関係者（法第二十条第一項の規定により読み替えて適用される銀行法第十三条の二本文に規定する特定関係者をいう。以下同じ。）との間で合理的な經營改善のための計画に基づき行う場合

において、当該取引又は行為を行うことが当該特定関係者の経営の状況を改善する上で必要かつ不可欠であると見込まれること。

二 前号に掲げるもののほか、機構がその特定関係者との間で機構の取引の通常 conditions に照らして機構に不利益を与える取引又は行為を行うことについて、主務大臣が必要なものとしてあらかじめ定める場合に該当すること。

(特定関係者との間の取引等の承認の申請等)

第八条 機構は、法第二十条第一項の規定により読み替えて適用される銀行法第十三条の二ただし書の規定による承認を受けようとするときは、承認申請書に理由書その他主務大臣が必要と認める事項を記載した書類を添付して主務大臣に提出しなければならない。

2 主務大臣は、前項の規定による承認の申請があつたときは、機構が法第二十条第一項の規定により読み替えて適用される銀行法第十三条の二各号に掲げる取引又は行為をすることについて前条に掲げるやむを得ない理由があるかどうかを審査するものとする。

(特定関係者との間の取引)

第九条 法第二十条第一項の規定により読み替えて適用される銀行法第十三条の二第一号に規定する内閣府令・財務省令・経済産業省令で定める取引は、機構が、その営む業務の種類、規模及び信用度等に照らして当該特定関係者と同様であると認められる当該特定関係者以外の者との間で、当該特定関係者との間で行う取引と同種及び同量の取引を同様の状況の下で行った場合に成立することとなる取引の条件と比べて、機構に不利な条件で行われる取引をいう。

(特定関係者の顧客との間の取引等)

第十条 法第二十条第一項の規定により読み替えて適用される銀行法第十三条の二第二号に規定する内閣府令・財務省令・経済産業省令で定める取引又は行為は、次に掲げるものとする。

一 当該特定関係者の顧客との間で行う取引で、機構が、その営む業務の種類、規模及び信用度等に照らして当該特定関係者の顧客と同様であると認められる当該特定関係者の顧客以外の者との間で、当該特定関係者の顧客との間で行う取引と同種及び同量の取引を同様の状況の下で行った場合に成立することとなる取引の条件と比べて、機構に不利な条件で行われる取引(当該特定関係者と当該特定関係者の顧客が当該特定関係者が営む事業に係る契約を締結することをその取引の条件にしているものに限る。)

二 当該特定関係者との間で行う取引で、その条件が機構の取引の通常の条件に照らして当該特定関係者に不当に不利益を与えるものと認められるもの

三 何らの名義によつてするかを問わず、法第二十条第一項の規定により読み替えて適用される銀行法第十三条の二の規定による禁止を免れる取引又は行為

(一時停止の対象となる回収等)

第十一条 法第二十四条第一項に規定する債権の回収その他主務省令で定める債権者としての権利の行使は、対象事業者に対する債権の債権者として対象事業者に対し行う一切の裁判上又は裁判外の行為のうち、次に掲げるものを除くものとする。

一 次項及び第三項（同項に規定する場合に限る。）に規定する債権の弁済の受領

二 対象事業者が当該関係金融機関等に対して有する預金その他の債権について他の債権者による仮差押え、保全差押え又は差押えがされた場合に行う相殺

三 対象事業者に対し約束手形、為替手形又は小切手（外国におけるこれらに類するものを含む。以下「手形等」という。）の割引を行った場合であつて、当該手形等の不渡りがあつたときにおける遡求権

の行使又は当該割引に係る契約に基づく当該手形等の買戻請求権の行使

四 対象事業者に対する貸付けに関し、次に掲げる対象事業者による担保の提供があつた場合の受入れ

イ 担保権の目的として供されている商業手形、売掛金債権等の全部又は一部の消滅に伴う同価値の担保の提供

ロ 担保権の目的である財産の譲渡のために担保権を抹消する目的で行う同価値の担保の提供

五 対象事業者が関係金融機関等に対し提供した担保について、その担保の設定が債権譲渡の對抗要件に関する民法の特例等に関する法律（平成十年法律第百四号）第二条第一項に規定する債権譲渡登記又は同法第十条第一項に規定する質権設定登記により行われている場合における当該登記の存続期間の延長

六 前各号に類する行為であつて、対象事業者の事業の再生を困難にするおそれがないと産業再生委員会が認めたもの

2 次に掲げる債権については、一時停止の要請によりその弁済の受領を妨げない。

一 約定利息

二 有価証券店頭デリバティブ取引、金融等デリバティブ取引又は為替予約取引に係る債権

三 対象事業者が商取引のために振り出した手形等のうち支払期日が到来したものに係る債権

四 関係金融機関等が行った輸入信用状の決済により直接発生する対象事業者に対する債権

五 対象事業者が関係金融機関等に対して支払う振込、口座振替、為替、手形代金取立て等のあらかじめ定められている事務手数料

3 次に掲げる債権については、法第二十二條第三項の規定により当該債権に係る一時停止を要請する旨の決定を行ったときを除き、その弁済の受領を妨げない。

一 社債

二 次に掲げる契約に基づく貸付債権

イ 対象事業者が手形等を振り出した場合に、一定の極度額の限度内において当該関係金融機関等が立替払する旨が定められている契約

ロ 対象事業者に対する他の事業者による買掛金の一定期日における払込みをあらかじめ関係金融機関等が受託するとともに、対象事業者から当該他の事業者に対する売掛金債権を当該関係金融機関等が担保のため譲り受ける旨が定められている契約

4 第二項第二号の「有価証券店頭デリバティブ取引」とは、証券取引法第二条第八項第三号の二に規定する有価証券店頭デリバティブ取引をいう。

5 第二項第二号の「金融等デリバティブ取引」とは、銀行法第十条第二項第十四号に規定する金融等デリバティブ取引をいう。

6 第二項第二号の「為替予約取引」とは、当事者が将来の一定の時期において通貨及びその対価の授受を約する売買取引（金融先物取引法（昭和六十三年法律第七十七号）第二条第四項第一号及び第二号に掲げる取引（同条第十一項に規定する海外金融先物市場におけるこれらと類似の取引を含む。）に該当するものを除く。）をいう。

（機構が決定を行ったときの公表事項）

第十二条 法第三十条に規定する主務省令で定める事項その他の機構が公表しなければならない事項は、次の各号に掲げる決定又はその撤回につき、当該各号に定める事項とする。

一 支援決定 当該決定を行った旨のほか、次に掲げる事項

イ 対象事業者の氏名又は名称

- 対象事業者と連名で再生支援の申込みをした金融機関等の名称
- 八 事業再生計画の概要
- 二 当該決定に係る主務大臣の意見
- ホ 当該決定に係る事業所管大臣の意見があつたときは、その意見
- へ 買取申込み等期間
- ト 一時停止の要請をしたかどうか
- 二 買取申込み等期間の延長の決定 当該決定を行った旨及び次に掲げる事項
- イ 対象事業者の氏名又は名称
- 延長した買取申込み等期間
- 八 当該延長した買取申込み等期間における一時停止の要請をしたかどうか
- 三 支援決定の撤回 当該撤回をした旨のほか、次に掲げる事項
- イ 対象事業者の氏名又は名称
- 対象事業者と連名で再生支援の申込みをした金融機関等の名称

八 当該撤回の理由

四 買取決定 当該決定を行った旨のほか、次に掲げる事項

イ 対象事業者の氏名又は名称

ロ 買取りに係る債権の元本額

ハ 信託の引受けに係る貸付債権の元本額

ニ 当該決定に係る主務大臣の意見

五 対象事業者に係る債権又は持分の処分の決定 当該決定を行った旨のほか、次に掲げる事項

イ 対象事業者の氏名又は名称

ロ 当該処分を行う債権の処分の類型（債務の免除、債務の株式化等、債権の譲渡その他の類型をいう。）
（ ）ごとに、当該処分時における対象事業者に対する当該債権の元本額及び処分後における対象事業者に対する当該債権の元本額

ハ 当該処分を行う持分の処分の類型（消却、譲渡その他の類型をいう。）
（ ）ごとに、当該処分時における対象事業者に対する当該持分に係る債権（当該持分を取得するために現物出資された債権をいう。）

以下同じ。)の元本額及び処分後における対象事業者に対する当該持分に係る債権の元本額

二 当該処分に債務の株式化等が含まれるときは、当該債務の株式化等により取得する持分の種類及びその割合

ホ 当該決定により当該決定に係る対象事業者についてのすべての債権及び持分の譲渡その他の処分が終了するときは、当該対象事業者に対して行った買取決定に係る債権の買取価格

ヘ 当該決定に係る主務大臣の意見

ト 当該決定に係る事業所管大臣の意見があつたときは、その意見

2 前項第五号ロからトまでに掲げる規定は、信託の引受けに係る債権又は持分については、適用しない。

(インターネットを利用する公告の方法)

第十三条 法第三十一条第三項に規定する主務省令で定める方法は、インターネットを利用して次に掲げる事項を公衆の閲覧に供する方法とする。

一 確認を行った日

二 確認を受けた金融機関等の名称

三 確認に係る貸付けを行う日

四 確認に係る貸付金の元本額

附 則

この規則は、公布の日から施行する。